

日本旅行旅行積立システム ドリームプラン約款(WEB申込)

第1条(約款の適用範囲)

- 1 この約款は、株式会社日本旅行(以下「当社」といいます。)及び当社が委託したグループ会社(以下、当社を含め「当社取扱店」といいます)とお客様との間で締結するドリーム旅行カードの購入契約について必要な事項を定めることを目的とします。この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社取扱店がお客様との間で書面によりこの約款の定めと異なる特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条(ドリームプランの定義及び種類)

この約款で「ドリームプラン」とは、当社発行のドリーム旅行カードの購入にあたり、その代金を分割前払いすることをいい、お支払いいただく金額をドリーム旅行カード代金といいます。

- ・毎月払いコース：毎月均等に分割してお客様の金融機関口座から自動引落でお支払いしていただくコースです。
- ※一括してお預入れいただく一括払いコースもごさいますが、WEB申込ではお受けしておりません。当社支店へご来店いただき現金一括払い及び紙の申込書のみでお申込みいただけます。

第3条(契約の申込み)

「ドリームプラン」のお申込みは、所定のフォーマットに必要な事項を入力していただきます。

※現金一括払いをご希望の際は、紙の申込書へ必要事項をご記入いただきご来店にてお申込みいただけます。

第4条(契約の成立)

- 1 「ドリームプラン」は、当社が前条の申込を承諾した旨の通知を発信し、その通知がお客様に到達したときに成立します。
- 2 当社は、旅行積立システムドリームプラン契約成立後、お客様に対し、所定の手続き終了後に、ご登録いただいたメールアドレス宛にお客様番号を通知します。なお、今後重要なお知らせを登録メールアドレス宛に通知させていただく場合がございます。
- 3 お支払い日に資金不足等何らかの理由によりお振替ができなかったときは、1回目はご登録いただいたメールアドレス宛にメールにて、2回目はご登録いただいたご住所宛に郵送にてご通知させていただきます。

第5条(クーリングオフ)

お申込みの日から起算して8日間は当該申込みの撤回を積立WEBシステムのマイページ内の「キャンセル」ボタンより申請することができます。

第6条(ドリーム旅行カード発行額)

ドリーム旅行カードの発行額は、お客様がお支払いいただいた総額に、お支払い期間に応じてあらかじめ当社の定めたサービス額を加算した金額となります。

第7条(ドリーム旅行カード代金のお支払い)

- 1 毎月5日(5日が休業日の場合は翌営業日)に、預・貯金口座自動振替の方法により、当社にお支払いいただきます。
- 2 前項の預・貯金口座自動振替による初回お支払月は、申込画面上よりご選択いただけます。
- 3 当社は、預・貯金口座自動振替の方法によるお支払いの場合には、お客様の預・貯金通帳に記帳された記録をもってドリーム旅行カード代金の領収書に代えさせていただきます。

第8条(分割前金遅延の場合の措置)

- 1 当社は、お客様の指定した預・貯金口座から、お支払日に資金不足等何らかの理由により分割前払金の振替えができないときには、次のお支払日に前回の未払いの分割前払金を合わせて振替えさせていただきます。
- 2 お支払い日に資金不足等何らかの理由によりお振替ができなかったときは、1回目はご登録いただいたメールアドレス宛にメールにて、2回目はご登録いただいたご住所宛に郵送にてご通知させていただきます。

第9条(契約の延長と解約)

- 1 お客様は、「ドリームプラン」契約時において定められたお支払い期間を通算して5年間まで延長することにより、当社に申し込まれたドリーム旅行カードの金額を変更することができます。この場合、第6条に規定するサービス額は当初から変更後のお支払い期間にてお申込みがあったものとして算出します。
- 2 お客様は、解約をご希望の際は積立WEBシステムのマイページより分割前払金のお支払いを中止してドリーム旅行カードを引取ることができます。この場合のドリーム旅行カード金額は別記に記載の方法により算出します。但し、満期月の11日以降に第1項の契約期間延長・第2項の解約申請は出来ません。
※満期月と解約月が重なってしまった場合、引落し状況によっては満期が優先されますのでご了承ください。

第10条(申込事項の変更)

- 1 お客様は、積立WEBシステムに登録された「名前、住所、電話番号、メールアドレス、お勤め先、郵便等の送付先又は振替口座」に変更があったときは、直ちに積立WEBシステムのマイページより変更の手続きを行っていただきます。お客様が変更の手続きを怠ったことに起因する不利益については、当社は一切責任を負いません。
- 2 当社は積立WEBシステムにご登録されている最も新しい氏名又は住所宛に送付いたします。

第11条(ドリーム旅行カードのお引渡し)

- 1 当社は、お客様が第7条第1項の定めに従い、ドリーム旅行カード代金の全額のお支払いを完了された場合は最終のお支払いがあった日から起算して30日目に当たる日までに、お客様の申し込まれたドリーム旅行カード代金全額を郵送の方法によりお引渡しいたします。
- 2 当社は、第9条第2項により、分割払金のお支払いを中止されたときは、お客様が積立WEBシステムのマイページよりお手続きを完了された日から起算して45日目に当たる日までに、別記に記載の方法に従って算出したドリーム旅行カードを郵送の方法によりお引渡しいたします。

第12条(契約の解除)

- 1 お客様は、当社の責めに帰すべき事由により、申し込まれたドリーム旅行カードのお引渡しができなくなったときは、当該「ドリームプラン」を解除することができます。
- 2 当社は、お客様が分割払金の支払いを遅延された場合はお支払いを、メールや書面で催告し、その期間内にお支払いがないときは当該「ドリームプラン」を解除することができます。※3回連続で未引落しの場合は契約が解除されます

第13条(解除の効果)

- 1 当社は、前条第1項により「ドリームプラン」が解除されたときはお客様がそれまでに支払った分割前払代金の総額と、各分割前払代金に対し支払われた日から払戻日までの間について法定利率を乗じて算出した金額の合計額を、お客様に現金でお支払いいたします。
- 2 当社は、前条第2項により「ドリームプラン」を解除した場合は、別記に従って算出した発行額のドリーム旅行カードをお渡しいた

します。この場合に、別記に従って算出したドリーム旅行カードは当社がお客様に「ドリームプラン」を解除する旨通知を発した日から起算して60日目に当たる日までに郵送の方法によりお引渡しいたします。

第14条(切り捨て計算)

当社は、第9条第2項及び前条第2項により、別記に定める係数をもってドリーム旅行カード金額等を算出する場合、円未満の金額については切り捨て計算をいたします。

第15条(権利譲渡の禁止)

「ドリームプラン」に基づきお客様が取得する当社に対する権利は、譲渡、質入等の処分をすることはできません。

第16条(ドリーム旅行カードの使用範囲及び効力)

お客様が「ドリームプラン」に基づき購入されたドリーム旅行カードは、当社及び当社のグループ会社の各支店・営業所で「パッケージ旅行、宿泊券、航空券、乗車船券」等の旅行商品の購入について、又、当社ホームページからのインターネット予約についてもその発行額に相当する現金のお支払いと同様に使用できます。その他の取扱については、満期ドリーム旅行カードを送付する際に同封するご利用案内に記載された条件によります。なお、下記の商品の購入には利用できません。

旅行券でご購入になれない商品

- 1 JR・私鉄・航空回数券類、外国通貨、保険、ローン申込金、書籍、切手印紙類、土産品などの物品販売等、ギフト券類(UCギフトカード、ジェフグルメカード、カタログギフト)、ドリームプランのお支払い、その他当社が定めるもの

※インターネット予約の対象商品はこちらからご確認ください <https://www.nta.co.jp/nrs/dreamplan/rsv.htm>

- 2 お客様が「ドリームプラン」をお申込みされた時点において、当社が扱っていた商品とその後の当社の都合により、お客様に通知することなく取扱いを取りやめることがあります。

第17条(管轄裁判所)

ドリームプランに関する当社とお客様の間の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を合意管轄裁判所といたします。

第18条(約款の改正)

当社は、本約款の変更が、契約をした目的、変更の必要性、変更後の約款の内容及び個別に合意を取得することの困難性等の事情から合理的なものである場合、お客様の個別の承諾を得ることなく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改正することがあります。

附則 本約款は、2022年11月1日より効力を発します。

別記 第9条第2項及び第11条第2項の規定によりドリーム旅行カードの発行額を算出する場合は、すでにお支払いいただいた分割前払金のお支払い回数に応じて下記の係数を乗じて算出した金額といたします。(円未満は切捨てとします。)

支払方法/回数	1～11回	12～23回	24～35回	36～47回	48～59回
毎月払い	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03